

首都大学東京 法科大学院
平成21年度 2年履修課程

公法・民法・刑法 試験問題
(平成20年12月21日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①大学入試センターが実施した平成20年度適性試験受験票又は日弁連法務研究財団が実施した2008年法科大学院統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いて下さい。
机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。消しゴムで消すことのできるインクや2色（あるいは複数色）のボールペン等の使用は禁止します。なお、マーカー、修正液、定規の使用も認めません。
- (3) 携帯電話は身につけず、必ず電源を切って、鞆の中などにしまってください。携帯電話を時計として用いることはできません。
- (4) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (5) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (6) 答案用紙の所定欄に、受験番号、氏名を必ず記入して下さい。
なお、所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかになるような行為は一切禁止します。
- (7) 答案用紙は、各科目1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。答案用紙の裏面に記載するときは、用紙の向きに注意してください。
- (8) 「法科大学院試験六法」は各試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (9) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。
- (10) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。
なお、他の受験生の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。

公法 問題

XはA国の歴史を研究する私立大学の教授であり、その成果は日本のみならず世界からも注目されている。A国には政府関係者も含む友人がいる。なお、A国は、アメリカ合衆国政府がテロ支援国家に指定しており、アメリカが指名手配している国際的なテロリストが多くいるだけでなく、A国政府自体がそうしたテロリストに経済的便宜をはかっているとされている。

Xは、A国政府から、A国の歴史と文化を考えるシンポジウムに報告者として出席してほしいとの招待を受けた。Xは外務大臣Yに対して、このシンポジウム出席を渡航目的とするA国行き的一般旅券の発給を申請した。Yは、アメリカとの関係も考慮しながら、「外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」には旅券の発給を拒否できるとの規定(旅券法13条1項7号)に基づいて、Xに対して拒否処分を行った。そのためXはシンポジウムに出席できなかった。

この事例における憲法問題を論ぜよ。

民法 問題

Aは、平成15年4月1日、その所有する甲土地をBに賃貸した。賃貸借の目的は、建物所有であり、期間は30年、賃料は月額20万円（毎月末日までに前払い）である。Bは、同年8月末頃までに甲土地上に乙建物を建築し、同年9月1日には保存登記を行なった。

平成16年10月1日、Aは、甲土地を5000万円でCに売却した。なお、Cが甲土地の所有権移転登記を経由したのは、同月15日であった。

他方、Dは、Aに対して貸金債権を有していたところ、期日までにまったく弁済を受けられなかった。そこで、Dは、平成16年10月6日、AがBに対して有する甲土地の賃料債権につき同年11月分（同年10月末日支払）から3年分（720万円）を上記貸金債権に対する弁済として譲渡させることとした。そして、Dへの債権譲渡につき、AからBに対して確定日付ある証書による通知が行なわれ、この通知は同年10月10日にBに到達した。

Dは、平成16年11月中旬になってもBから賃料の支払いがなかったことから、Bに連絡した。しかし、Bは、Cからの求めに応じ、同年10月30日にCに対して11月分賃料を支払っていた。

そこで、Dは、平成16年11月20日、同年11月分以降3年分の賃料債権の譲渡について第三者に対する対抗要件を備えていることを理由に、Cに対して、Bから受け取った20万円を自分に返還するよう求めた。

Dの請求が認められるかについて論ぜよ。

刑法 問題

甲は、Aを殺害しようとし、夜間、Aを人気のない公園に呼び出し、バットでAの頭部や腹部等を殴打したところ、Aはぐったりして動かなくなってしまった。甲は、Aが死亡したものと思い、Aの死体を山中に捨てようと考え、自分が乗ってきた乗用車のトランクにAを積み込み発進したが、実は、Aは意識不明の状態であったものの、まだ死亡してはいなかった。途中、甲が交差点の赤信号で停車したところ、後方から走ってきた乙の乗用車が、前方不注意により甲の乗用車の後部に激しく衝突した。Aは、この衝突により全身を圧迫されたために、その場で死亡した。

甲及び乙の罪責について論ぜよ。